＜月次報告様式＞

別表第２　令和７年度　公文書開示（２月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	
1	R8.1.27	R8.2.10	第九消防方面訓練場北側法面（２）改修工事の工事成績評定通知書	1		●					●								（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	総務部施設課
2	R8.1.28	R8.2.3	新宿消防署大久保出張所（７）２階空調設備改修工事の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	5	●															総務部施設課
3	R8.2.4	R8.2.9	東京消防庁装備工場（７）空調設備改修工事の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	51	●															総務部施設課
4	R8.2.9	R8.2.13	東京消防庁葛西消防署庁舎（７）空調設備その他改修工事の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	55	●															総務部施設課
5	R8.2.10	R8.2.13	東京消防庁矢口消防署庁舎改築工事基本設計の金入り内訳書及び特記仕様書	44	●															総務部施設課
6	R8.2.13	R8.2.20	(1)　装備工場（７）電気設備改修工事 (2)　豊島消防署巣鴨出張所（７）空調設備その他改修工事 (3)　東玉川家族待機宿舎（７）電気設備改修工事 (4)　昭島消防署大神出張所（７）太陽光発電設備その他改修工事 (5)　東京消防庁小金井消防署庁舎（７）電気設備改修工事 (6)　平井家族待機宿舎（７）電気設備改修工事 (7)　荻窪消防署久我山出張所ほか１か所（７）太陽光発電設備その他改修工事 (8)　本郷消防署駒込出張所（７）太陽光発電設備その他改修工事 (9)　本所消防署合同庁舎（７）泡消火設備改修工事 (10)　昭島消防署ほか３か所（７）太陽光発電設備その他改修工事 以上10件の金入り内訳書（共通費算定書含む）及び特記仕様書	639	●																総務部施設課
7	R8.2.16	R8.2.20	(1)　昭島消防署ほか３か所（７）太陽光発電設備その他改修工事 (2)　平井家族待機宿舎（７）電気設備改修工事 (3)　荻窪消防署久我山出張所ほか１か所（７）太陽光発電設備その他改修工事 (4)　本郷消防署駒込出張所（７）太陽光発電設備その他改修工事 (5)　昭島消防署大神出張所（７）太陽光発電設備その他改修工事 以上５件の金入り内訳書、代価表及び共通費算定書	214	●															総務部施設課

8	R8.2.24	R8.2.27	東京消防庁小金井消防署庁舎（７）空調設備改修工事の共通費算定書	3	●																	総務部施設課
9	R8.1.19	R8.2.2	(1)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年５月１０日６赤予（報）第２０５号） (2)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和７年１０月９日７赤予（報）第８６４号） (3)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和８年１月５日７赤予（報）第１２５１号） (4)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和７年１１月１７日７赤予（報）第１０３８号） (5)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和７年１１月１７日７赤予（報）第１０３９号） (6)　○（東京都港区麻布十番一丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年４月１６日６麻飯（報）第７号）	115	●																東京消防庁予防部査察課
10	R8.1.19	R8.2.2	(1)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る防火対象物点検結果報告書 (2)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る防火対象物点検結果報告書 (3)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る防火対象物点検結果報告書 (4)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る防火対象物点検結果報告書 (5)　○（東京都港区南青山二丁目○番○号）に係る防火対象物点検結果報告書 (6)　○（東京都港区麻布十番一丁目○番○号）に係る防火対象物点検結果報告書					●											当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防部査察課
11	R8.1.26	R8.2.2	○（東京都中央区東日本橋二丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●											当該公文書は、平成１９年３月２６日に受理した１年保存の公文書であるため、平成２０年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁予防部査察課
12	R8.1.21	R8.2.3	○（東京都千代田区神田司町二丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年１２月２日６神三(報)第１７２号）	50	●															東京消防庁予防部査察課
13	R8.1.21	R8.2.3	○（東京都千代田区神田司町二丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書					●											当該公文書は、平成２３年２月４日に交付した１０年保存の公文書であるため、令和３年度に廃棄済みであり、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
14	R8.1.28	R8.2.3	○（東京都世田谷区桜上水四丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●											当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防部査察課
15	R7.12.22	R8.2.6	○（東京都港区赤坂六丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書(令和６年７月２６日６赤新(報)第７６号）	18		●					●								（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁予防部査察課
16	R7.12.22	R8.2.6	○（東京都港区赤坂六丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●											当該公文書は、保存期間１年の公文書であるため、令和６年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁予防部査察課
17	R8.1.23	R8.2.6	○（東京都中央区日本橋人形町○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●											当該公文書は、令和５年１０月２７日に受理した１年保存の公文書であるため、令和７年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。	東京消防庁予防部査察課
18	R8.1.27	R8.2.6	(1)　○（東京都葛飾区金町六丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年４月８日６金予(報)第２２号） (2)　○（東京都葛飾区金町六丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年４月８日６金予(報)第２３号） (3)　○（東京都葛飾区亀有三丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年４月８日６金亀(報)第２号）	66		●					●								（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	東京消防庁予防部査察課

19	R8.1.31	R8.2.6	○(東京都八王子市横山町○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和６年１０月７日６八予(報)第２０５５号)	6	●																東京消防庁予防部査察課
20	R8.2.4	R8.2.6	○(東京都新宿区○○町○番)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和７年１２月１５日７牛予(報)第１１７２号) (1)　別記様式第１　消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 (2)　別記様式第２　消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表(その１)	2	●																東京消防庁予防部査察課
21	R8.2.3	R8.2.16	○（東京都新宿区西新宿三丁目○番○号）に存する「○」に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●												当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防部査察課
22	R8.2.5	R8.2.17	○(東京都台東区東上野四丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和６年６月１２日６上予(報)第３４６号)	30		●							●							（７条３号） 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。	東京消防庁予防部査察課
23	R8.2.9	R8.2.17	○（東京都新宿区高田馬場二丁目○番○号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書（令和６年４月２２日６新予(報)第１７２号）	44	●																東京消防庁予防部査察課
24	R8.2.2	R8.2.19	○（東京都渋谷区宇田川町○番○号）「○」に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●												当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	東京消防庁予防部査察課
25	R8.2.17	R8.2.25	(1)　○（東京都港区新橋三丁目○番○号）に係る令和４年９月１５日に実施した立入検査に伴う違反指摘票 (2)　○（東京都港区新橋三丁目○番○号）内の○に係る令和４年９月１５日に実施した立入検査に伴う違反指摘票 (3)　○（東京都港区新橋三丁目○番○号）内の○に係る令和４年９月１５日に実施した立入検査に伴う違反指摘票	5	●																東京消防庁予防部査察課
26	R8.2.13	R8.2.26	○（東京都練馬区中村北四丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和７年１０月２２日７練予（報）第１３２８号）のうち以下の公文書 (1)　別記様式第１消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 (2)　別記様式第２消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表	3		●							●		●						（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （７条４号） 犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	東京消防庁予防部査察課
27	R7.1.15	R8.2.2	令和８年○月○日、○時○分頃、世田谷区○丁目○付近で発生した危険排除現場に出場した消防隊が作成した災害概要	1		●							●							この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。	東京消防庁警防部特殊災害課
28	R7.1.21	R8.2.9	令和６年○月○日、○時○分頃、昭島市田中町○丁目○番付近で発生した危険排除に関する昭島指揮隊が作成した消防活動報告（別記様式第３８号）	1	●																東京消防庁警防部特殊災害課
29	R8.2.5	R8.2.13	○（東京都千代田区○丁目○番○号　○）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（令和７年１１月２５日７丸予（防）第２６３１号、（災）第２０８１号）	30	●																東京消防庁予防部防火管理課

30	R8.2.5	R8.2.17	○（東京都国立市○丁目○番地の○）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成１７年８月１日１７立国（防）第６２号）	7	●																	東京消防庁予防部防火管理課
31	R8.2.3	R8.2.18	○（東京都江東区○丁目○番○号）に係る自衛消防訓練通知書（令和７年１月２８日６深永（衛）第２７９号）	1	●																	東京消防庁予防部防火管理課
32	R7.12.18	R8.2.17	火災調査書類（令和７年１２月２４日７芝予第２８６号）のうち、火災調査書	2		●						●				●					（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	東京消防庁予防部調査課
33	R7.12.25	R8.2.19	火災調査書類（令和７年１２月１６日７西予第２７９号）のうち、火災調査書	2		●						●				●					（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	東京消防庁予防部調査課
34	R8.1.25	R8.2.6	震災消防活動基準	23	●							1									個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。	東京消防庁警防部警防課
35	R7.12.17	R8.2.9	２０２５年○月○日○時○分覚知、品川区○○丁目○番○号の火災出場に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成２１年３月２６日２０警警第８８６号警防部長依命通達）別記様式第３５号消防活動総括表及び別記様式第３９号小隊活動表	4		●						●				●	●				個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号）第７条第２号に該当する。 他に知られることはないという状況下でなされた供述により得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの消防活動に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の消防活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。 この情報は消防活動の内容について、審議中のものであって公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられることから、条例第７条第５号に該当する。 この情報は消防活動における安全管理の体制を検証するために必要な、事実関係について記載されているものであって、内容として出場した消防職員の行動について、当事者から提供された率直な情報により構成されたものである。公にすることにより、消防活動における安全管理体制の検証をするにあたって、率直な意見交換に基づく検討をすることに支障が生じ、かつ、当事者が情報を提供することを躊躇するおそれがあるため条例第７条第６号に該当する。	東京消防庁警防部警防課

36	R8.1.20	R8.2.17	令和７年〇月〇日に実施された〇〇に関して東京消防庁が作成又は取得した文書					●											当該公文書は、実施機関には存在しない。	東京消防庁警防部警防課
37	R7.12.22	R8.2.20	令和３年〇月〇日〇時〇分覚知、江戸川区東葛西六丁目〇番〇号のＰＡ連携に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成２１年３月２６日２０警警第８８６号警防部長依命通達）別記様式第４７号ＰＡ連携活動報告	1		●													個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号）第７条第２号に該当する。	東京消防庁警防部警防課
38	R8.1.26	R8.2.18	震災消防活動基準及び消防活動基準（一般火災）２－１－１火災現場における消防活動要領	40	●															東京消防庁警防部警防課
39	R7.12.19	R8.2.20	令和３年〇月〇日〇時から〇時〇分までに〇（江戸川区東葛西〇－〇－〇）付近で発生した救急事故に出場した救急隊が作成した運行日誌			●					●								（７条２号） 氏名の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁装備部装備課
40	R7.12.22	R8.2.20	令和３年〇月〇日から同月〇日までの間に〇（江戸川区東葛西〇－〇－〇）付近で発生した救急事案の運行日誌					●											該当する救急隊が出場した記録はなく、請求に係る文書は実施機関では作成していないため存在しない。	東京消防庁装備部装備課
41	R7.12.22	R8.2.20	令和３年〇月〇日〇時から同月〇日〇時までに〇（江戸川区東葛西〇－〇－〇）付近で発生した救急事故に出場した救急隊が作成した運行日誌			●					●								（７条２号） 氏名の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁装備部装備課
42	R7.12.19	R8.2.20	〇救急隊の救急出場（令和３年〇月〇日〇時〇分覚知）に関する、様式第３５号小隊活動記録票、様式第３６号傷病者記録票（基本情報）、様式第３６号の２傷病者記録票（観察・救急処置）及び様式第３６号の３傷病者記録票（医療機関選定）	4		●		●			●								01　（７条２号）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 02　当該公文書は、実施機関には存在しない。	東京消防庁救急部救急管理課
43	R7.12.22	R8.2.20	令和３年〇月〇日から同月〇日までの間に、〇（江戸川区東葛西〇－〇－〇）付近で発生した救急事案の運行日誌					●											当該公文書は、実施機関には存在しない。	東京消防庁救急部救急管理課
44	R7.12.22	R8.2.20	〇救急隊の救急出場（令和３年〇月〇日午前４時３３分覚知）に関する、様式第３５号小隊活動記録票、様式第３６号傷病者記録票（基本情報）、様式第３６号の２傷病者記録票（観察・救急処置）及び様式第３６号の３傷病者記録票（医療機関選定）	4		●		●			●								01　（７条２号）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 02　当該公文書は、実施機関には存在しない。	東京消防庁救急部救急管理課
45	R7.11.6	R8.2.2	新宿区大久保〇－〇－〇の住宅宿泊事業に関する事前相談記録書（平成３０年５月１６日　新宿消防署）	8		●					●		●						この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
46	R８.1.27	R8.2.2	〇（千代田区鍛冶町〇－〇）に係る防火対象物使用開始届出書（令和５年９月２９日　神田消防署予防課第５６７号）	5	●															東京消防庁予防部予防課

47	R８.１.26	R8.2.3	○（武蔵野市吉祥寺本町○－○－○）に係る消防用設備等着工届出書（平成３年５月１３日　武蔵野消防署予防課第１１２号）	30		●						●							この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
48	R８.１.29	R8.2.3	○（豊島区雑司ヶ谷○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成１３年１１月２２日　豊島消防署予防課第２１８号）に添付されている平面図	16		●					●	●							この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
49	R８.１.30	R8.2.3	○（豊島区雑司ヶ谷○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成１３年１１月２２日　豊島消防署予防課第２１８号）に添付されている平面図	16		●					●	●							この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
50	R８.１.22	R8.2.3	○（千代田区神田錦町○－○－○）に係る以下の公文書 1　防火対象物使用（変更）届出書（昭和５７年１０月９日　神田消防署予防課第１６６号）の鑑 2　防火対象物使用開始（変更）届出書その２（消防用設備等）（昭和５７年１０月２５日　神田消防署予防課第６５号）の鑑、平面図（○）及び立面図	10	●			●											○に係る竣工時の防火対象物使用開始届出書の断面図は実施機関に存在しないため不開示となります。	東京消防庁予防部予防課
51	R7.12.17	R8.2.4	○（東京都港区赤坂○－○－○）に係る下表の公文書 1　予防業務に関する文書 ア 防火対象物使用開始届出書（令和４年６月８日赤坂消防署新町出張所第２２号）（調査書及び検査結果書含む） イ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年６月１７日赤坂消防署新町出張所第３０号）（調査書及び検査結果書含む）　自動火災報知設備 ウ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年６月２４日赤坂消防署新町出張所第３７号）（調査書含む）　誘導灯 エ 火を使用する設備等の設置（変更）届出書（令和４年４月１２日赤坂消防署新町出張所第１号）（調査書及び検査結果書含む） オ 防火対象物工事等計画届出書（令和３年１２月１５日赤坂消防署新町出張所第３８号）（調査書含む） カ 工事整備対象設備等着工届出書（令和３年１２月９日赤坂消防署新町出張所第２５号）（調査書含む） 2　査察業務に関する文書 ア 立入検査結果通知書（令和６年７月１９日交付） イ 立入検査出向用資料（令和６年７月１９日作成） ウ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書(令和６年７月２６日赤坂消防署新町出張所第７６号) エ 防火対象物点検結果報告書（令和７年２月２０日赤坂消防署新町出張所第２１９号） 3　防火管理業務に関する文書 ア 防火・防災管理者選任（解任）届出書（令和６年８月２０日赤坂消防署新町出張所第２９２号） イ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書一式（令和６年８月２２日赤坂消防署新町出張所第７号） ウ 消防計画作成（変更）届出書一式（令和４年７月１５日赤坂消防署予防課第７９８号） エ 消防計画作成（変更）届出書（令和６年８月２０日赤坂消防署新町出張所第２９３号） オ 全体についての消防計画作成（変更）届出書一式（令和６年８月２２日赤坂消防署新町出張所第８号） カ 総合予防情報システム　訓練受付新規データ（令和６年７月４日訓練実施）	271		●					●	●							この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
52	R7.12.18	R8.2.4	○（東京都港区赤坂○－○－○）に係る下表の公文書 1　予防業務に関する文書 ア 防火対象物使用開始届出書（令和４年６月８日赤坂消防署新町出張所第２２号）及び検査結果書 イ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年６月１７日赤坂消防署新町出張所第３０号）及び検査結果書　自動火災報知設備 ウ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年６月２４日赤坂消防署新町出張所第３７号）誘導灯 エ 火を使用する設備等の設置（変更）届出書（令和４年４月１２日赤坂消防署新町出張所第１号）及び検査結果書 オ 防火対象物工事等計画届出書（令和３年１２月１５日赤坂消防署新町出張所第３８号）（調査書含む） カ 工事整備対象設備等着工届出書（令和３年１２月９日赤坂消防署新町出張所第２５号）（調査書含む） 2　査察業務に関する文書 ア 立入検査結果通知書（令和６年７月１９日交付） イ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書(令和６年７月２６日赤坂消防署新町出張所第７６号) ウ 防火対象物点検結果報告書（令和７年２月２０日赤坂消防署新町出張所第２１９号）	187		●					●	●							この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
53	R8.1.29	R8.2.6	○（東京都渋谷区代々木○－○－○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和５４年１２月３日　渋谷消防署予防課第６０２号）の鑑並びに平面図、立面図及び断面図 2 防火対象物使用開始届出書（平成２４年６月１日　渋谷消防署原宿出張所第５号） 3 防火対象物使用開届出書（平成２５年７月１９日　渋谷消防署原宿出張所第７号） 4 防火対象物工事等計画届出書（平成２５年７月１９日　渋谷消防署原宿出張所第５号） 5 防火対象物使用開始届出書（平成２８年１０月６日　渋谷消防署原宿出張所第２７号） 6 防火対象物使用開始届出書（令和２年５月２１日　渋谷消防署原宿出張所第１２号） 7 防火対象物工事等計画届出書（令和２年５月７日　渋谷消防署原宿出張所第６号） 8 防火対象物使用開始届出書（令和３年５月２７日　渋谷消防署原宿出張所第１５号） 9 防火対象物工事等計画届出書（令和３年５月２７日　渋谷消防署原宿出張所第１４号） 10 防火対象物使用開始届出書（令和６年６月２８日　渋谷消防署原宿出張所第２５号）	116	●															東京消防庁予防部予防課

54	R8.1.26	R8.2.6	○（東京都中央区東日本橋○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成３年８月１２日　日本橋消防署予防課第１５２号）	19		●						●					この情報は、公にすることにより、建物内部への犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
55	R8.1.23	R8.2.6	○（中央区日本橋人形町○－○－○）の光縁に係る防火対象物使用開始届出書（令和７年１２月１８日　日本橋消防署人形町出張所第６３号）	5		●					●						この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
56	R8.1.28	R8.2.6	○（練馬区中村北○－○-○）の○に係る以下の公文書の鑑及び検査結果書 1　防火対象物使用開始届出書（平成２８年５月１７日　練馬消防署予防課第３２号） 2　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２８年６月１日　練馬消防署予防課第８２号） 3　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２８年５月２０日　練馬消防署予防課第６２号） 4　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２８年５月１９日　練馬消防署予防課第６１号）	8	●			●										○に係る消防用設備等設置届出書（電気設備）の鑑及び検査結果書の公文書は実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
57	R8.1.28	R8.2.6	○（日野市旭が丘○－○－○）に係る電気設備設置届出書（平成７年１１月１７日　日野消防署予防課第４６号）に添付されている出力計算書、算出シート及び結線図）	10	●													東京消防庁予防部予防課
58	R8.2.5	R8.2.6	○（文京区本郷○－○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和４５年８月６日予防部予防課第６９０号及び昭和４５年７月２３日本郷消防署第５１号）に添付されている平面図	12		●					●	●					この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
59	R8.1.28	R8.2.9	○（武蔵野市吉祥寺本町○－○－○）に係る以下の公文書 1　消防用設備等着工届出書（昭和５２年６月１５日　武蔵野消防署（設）第１５０号及び昭和５２年７月９日　武蔵野消防署（設）第１６６号） 2　消防用設備等設置届出書（昭和５２年７月９日　武蔵野消防署（設）第２６５号及び昭和５２年７月１３日　武蔵野消防署（設）第２７１号）	41	●													東京消防庁予防部予防課
60	R8.2.4	R8.2.9	○（目黒区中央○－○－○）に係る電気設備設置（変更）届出書（昭和５５年９月１６日　目黒消防署予防課第１２８号）の鑑及び平面図	3	●													東京消防庁予防部予防課
61	R8.1.29	R8.2.10	○（西東京市谷戸町○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成１５年４月２５日　保谷消防署予防課第１５号及び第１５－１号）の鑑及び系統図	6	●													東京消防庁予防部予防課
62	R8.1.26	R8.2.10	○（新宿区新宿○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成３年３月１８日　四谷消防署第３２号）	29		●					●	●					この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
63	R8.2.4	R8.2.12	○（足立区一ツ家○－○－○）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２８年３月１１日　足立消防署予防課第５６２号）	7	●													東京消防庁予防部予防課

64	R8.1.31	R8.2.13	○（新宿区早稲田鶴巻町○－○）に係る以下の公文書 1　消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成１７年９月８日牛込消防署予防課第２　９４号） 2　消防用設備等設置届出書（消火器）（昭和６３年３月３日牛込消防署予防課第１３１号） 3　消防用設備等設置届出書（消火器）（昭和６３年４月１１日牛込消防署予防課第２１６号） 4　消防用設備等設置届出書（避難器具）（昭和６３年３月３日牛込消防署予防課第１３３号） 5　消防用設備等設置届出書（避難誘導灯）（昭和６３年４月１１日牛込消防署予防課第２１７号） 6　消防用設備等設置届出書（非常警報設備）（昭和６３年３月３日牛込消防署予防課第１３２号）	69		●					●		●						この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第７条第２号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
65	R8.1.29	R8.2.13	○（中央区新川○－○－○）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和６年３月１９日　京橋消防署予防課第２９２３号）の検査結果書	1		●					●							この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
66	R8.2.10	R8.2.13	○（荒川区荒川○－○－○）に係る消防用設備等着工届出書（昭和５９年１１月１６日　荒川消防署予防課第１０８号）に添付されている防火対象物の概要表及び配管系統図	9	●														東京消防庁予防部予防課
67	R8.2.3	R8.2.16	○（新宿区西新宿○－○－○）「○」に係る最新防火対象物使用開始届出書及び消防用設備設置届出書					●										当該公文書は実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
68	R8.2.9	R8.2.17	○（新宿区高田馬場○－○－○）に係る別表の公文書	12	●														東京消防庁予防部予防課
69	R8.2.3	R8.2.19	○（渋谷区円山町○－○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和５６年１１月２７日　渋谷消防署松濤出張所第５７号）に添付されている平面図及び立面図	9		●							●					この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
70	R8.2.11	R8.2.19	○（渋谷区宇田川町○－○）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２５年９月１０日　渋谷消防署予防課第１０７３号）	14		●					●		●					この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）条例第７条第４号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第７条第２号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
71	R8.2.12	R8.2.19	○（世田谷区宮坂○－○－○）に係る令和５年に届出された自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書					●										当該公文書は実施機関で取得していないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
72	R8.2.13	R8.2.19	○（品川区西五反田○－○－○）に係る防火対象物使用届出書（平成２１年１月８日　品川消防署五反田出張所第５７号）	10		●					●		●					この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
73	R8.2.4	R8.2.19	○（台東区台東○－○－○）に係る以下の公文書 1　消防用設備着工届出書（昭和６３年５月９日　上野消防署予防課第３０７号） 2　消防用設備着工届出書（平成９年１月２７日　上野消防署予防課第１９号）	25		●					●		●					この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課

74	R8.2.9	R8.2.20	○（世田谷区上北沢○－○－○）に係る以下の公文書 1　防火対象物使用（変更）届出書その１（平成５年２月１７日　世田谷消防署上北沢出張所第２７号） 2　消防用設備等設置届出書（平成５年２月１７日　世田谷消防署上北沢出張所第２９号） 3　消防用設備等設置届出書（平成５年２月１５日　世田谷消防署上北沢出張所第２５号）	22		●					●		●						この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
75	R8.2.9	R8.2.24	○（足立区千住龍田町○－○）に係る防火対象物使用開始届出書（平成２７年４月２９日千住消防署予防課第４６０号）	1	●															東京消防庁予防部予防課
76	R8.2.9	R8.2.24	○（足立区千住寿町○－○）に係る防火対象物使用開始届出書（平成２７年４月２９日千住消防署予防課第２１号）	1	●															東京消防庁予防部予防課
77	R8.2.9	R8.2.24	○（足立区千住大川町○－○）に係る防火対象物使用開始届出書（平成２７年４月２９日千住消防署予防課第２０号）	1	●															東京消防庁予防部予防課
78	R8.2.9	R8.2.24	○（足立区千住中居町○－○）に係る防火対象物使用開始届出書（令和２年７月３日千住消防署予防課第４９号）	1	●															東京消防庁予防部予防課
79	R8.2.9	R8.2.24	○（足立区千住龍田町○－○）の「○」に係る令和４年頃に届出された防火対象物使用開始届出の鑑					●											当該公文書は実施機関に届出されていないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
80	R8.2.9	R8.2.24	○（足立区小台○－○－○）の「○」に係る平成３０年頃に届出された防火対象物使用開始届出の鑑					●											当該公文書は実施機関に届出されていないため、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
81	R8.2.10	R8.2.24	○（新宿区歌舞伎町○－○－○）に係る竣工時の連結送水管の消防用設備等設置届出書					●											当該文書は実施機関で保有しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
82	R8.2.17	R8.2.26	○（板橋区前野町○－○－○）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１８年３月１日　志村消防署予防課第６１２号）に添付されている消火器試験結果報告書	1	●															東京消防庁予防部予防課
83	R8.2.6	R8.2.26	○（中央区新川○－○－○）に係る消防用設備等設置届出書（平成元年１１月２日　京橋消防署予防課第４４６７号）の検査結果書	1	●			●											○に係る竣工時の消防用設備等設置届出書の検査結果書は実施機関で消防用設備等設置届出書を取得しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
84	R8.2.13	R8.2.27	○（練馬区立野町○－○）に係る以下の公文書 1　消防用設備等設置届出（平成１５年７月１１日　石神井消防署予防課第５９号）に添付されている系統図と２階平面図 2　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２１年３月６日　石神井消防署予防課第２５０）に添付されている１階平面図	4	●															東京消防庁予防部予防課

85	R8.2.19	R8.2.27	○（文京区湯島○－○－○）に係る以下の届出書の鑑及び試験結果報告書（個人情報及び印影を除く。） 1　消防用設備等設置届出書（昭和６１年９月４日　本郷消防署予防課第８５６号） 2　消防用設備等設置届出書（昭和６１年１０月２０日　本郷消防署予防課第１０３６号） 3　消防用設備等設置届出書（昭和６１年９月２日　本郷消防署予防課第８４９号） 4　消防用設備等設置届出書（昭和６１年９月８日　本郷消防署予防課第８６４号）	13	●															東京消防庁予防部予防課
86	R8.2.10	R8.2.27	○（葛飾区小菅○－○－○）に係る以下の公文書 1　防火対象物使用開始届出書（令和元年１１月２９日　本田消防署予防課第１６６号） 2　防火対象物使用開始届出書（令和３年５月３１日　本田消防署予防課第２２号） 3　防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和５８年４月１６日　本田消防署予防課第４９号）	9		●					●		●						この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第４号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第７条第２号に該当する。	東京消防庁予防部予防課